

(改正後全文)

雇児発第0423005号  
平成19年4月23日

【一部改正】平成21年7月24日雇児発第0724001号

【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第9号

都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
中核市市長  
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

#### 身元保証人確保対策事業の実施について

児童養護施設等に入所している子ども、里親に委託されている子ども、母子生活支援施設及び婦人保護施設に入所している女性や子ども、児童相談所又は婦人相談所により一時保護されている子どもや女性が、施設等を退所して社会的に自立した生活を行おうとした場合、親等による保証人が得られず、就職やアパート等の賃借が困難となる場合がある。

施設等を退所する子どもや女性に対する自立に向けた支援は大きな課題であることから、就職やアパート等の賃借にあたって支障が生じることがないように、別紙のとおり「身元保証人確保対策事業実施要綱」を定め、平成19年7月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を図られたく通知する。

また、貴管内市及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

## 身元保証人確保対策事業実施要綱

### 第1 目的

身元保証人確保対策事業は、子どもや女性等（以下「子ども等」という。）の自立支援を図る観点から、児童養護施設や婦人保護施設等に入所中又は退所した子ども等や、里親等に委託中又は委託解除後の子ども等に対し、就職やアパート等を賃借する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

### 第2 実施主体等

- (1) 本事業の実施主体は、対象となる子ども等の措置、保護、一時保護を行う都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。
- (2) 本事業の運営主体は、社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）とする。

### 第3 対象となる子ども等

この事業の対象となる子ども等は、次に掲げるものとする。

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定により児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に入所している者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者に委託されている者あるいは退所又は委託解除から本事業の申請まで12か月以内の者
- ② 法第33条の6第1項の規定により児童自立生活援助の実施が行われている者又は児童自立生活援助の実施の解除から本事業の申請まで1年以内の者
- ③ 法第33条の規定により児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで1年以内の者
- ④ 法第23条第1項の規定により母子生活支援施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで1年以内の者
- ⑤ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第5条の規定により売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで1年以内の者
- ⑥ DV防止法第3条第3項第3号又は売春防止法第34条第2項第3号の規定により婦人相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで1年以内の者

#### 第4 対象となる被保証人

この事業の対象となる被保証人は、第3に掲げる子ども等であって、かつ次の理由により父母（保護者）等に適切な保証人がなく施設長等が保証人となることが適当なものとする。

- ① 父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている。
- ② 父母等に心身の障害がある。
- ③ 父母等が経済的に困窮している。
- ④ 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、若しくは協力が得られない。

#### 第5 対象となる保証人

この事業の対象となる保証人は、次に掲げるものとする。

- ① 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、婦人保護施設については施設長とする。
- ② 里親については、里親又は措置をした児童相談所長とする。
- ③ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者については、養育者又は措置をした児童相談所長とする。
- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者については、設置（又は経営）主体の代表者又は措置をした児童相談所長とする。
- ⑤ 児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所（いずれも一時保護委託を含む。）については、児童相談所、婦人相談所の所長とする。

#### 第6 保証範囲

##### ① 就職時の身元保証

被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。

##### ② アパート等の賃借時の連帯保証

賃貸住宅または賃貸施設（以下「賃貸住宅等」という。）に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し保証金を支払う。

- ア 家賃もしくは賃貸料および共益費（以下「家賃等」という。）の支払い
- イ 賃貸住宅等の修理または現状回復の費用の支払い
- ウ 賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払い
- エ 前各号債務の履行遅延による遅延利息の支払い

## 第7 保証期間

この事業における保証期間は、次のとおりとする。

- ① 就職時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。  
ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに2年間延長し、最長5年間とすることができる。
- ② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、最長4年間とすることができる。

## 第8 保証限度額

この事業における1件あたりの保証限度額は、次に掲げるものとする。

- ① 就職時の身元保証 200万円
- ② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 120万円

## 第9 保険料

- ① 就職時の身元保証  
年間保険料 10,560円（月額 880円）
- ② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証  
年間保険料 19,152円（月額1,596円）

## 第10 求償権

全社協が雇用主、家主等に損害賠償又は債務弁済を行ったときは、その賠償等をした金額の限度において、全社協は被保証人に対し求償権を有するものとする（実際上は保険契約を締結している保険会社に求償権が移転する。）。

ただし、次に掲げる場合は、求償権の全部又は一部を行使しないことができる。

- ① 被保証人が死亡したとき。
- ② 被保証人が精神又は身体に著しい障害を受けたとき。
- ③ 被保証人が生活に困窮し、賠償金などを返済することが困難であると認められるとき。
- ④ 前3号のほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき。

## 第11 身元保証人確保対策事業運営委員会

この事業の効果的な推進を図るため、全社協に身元保証人確保対策事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置することとする。

なお、委員会に関する規程及び委員会の運営に関し必要な事項は全社協において別に定めるものとする。

## 第12 身元保証審査会

委員会に身元保証審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会においては

必要に応じて本制度の加入申請、賠償金額及び債務弁済額の審議、決定等を行う。

なお、審査会の運営に関する規程は、全社協において別に定めることとする。

### 第13 経費

国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。